

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成21年2月13日

【四半期会計期間】 第142期第3四半期(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

【会社名】 日本橋梁株式会社

【英訳名】 Japan Bridge Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役社長 松田 彰

【本店の所在の場所】 大阪市北区西天満6丁目7番2号
(「本店の所在の場所」では主に営業活動を行っており、他の業務は下記「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 06(6363)3101

【事務連絡者氏名】 取締役企画管理本部長 坂下清信

【最寄りの連絡場所】 兵庫県加古郡播磨町東新島3番地

【電話番号】 078(941)4027

【事務連絡者氏名】 取締役企画管理本部長 坂下清信

【縦覧に供する場所】 日本橋梁株式会社 東京本社
(東京都中央区日本橋兜町22番6号 マルカ日甲ビル)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

| 回次 | 第142期 第3四半期累計期間 | 第142期 第3四半期会計期間 | 第141期 |
|------------------------------------|----------------------------|--|--|
| 会計期間 | 自平成20年4月1日 至平成20年12月31日 | 自平成20年10月1日 至平成20年12月31日 | 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日 |
| 売上高 (千円) | 5,891,095 | 2,112,415 | 7,936,077 |
| 経常利益 (千円) | 108,670 | 101,652 | 115,184 |
| 当期純利益又は 四半期純損失() (千円) | 124,341 | 132,287 | 326,941 |
| 持分法を適用した場 合の投資利益 (千円) | | | |
| 資本金 (千円) | | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 発行済株式総数 (株) | | (普通株式) 17,389,850 (第一回優先株式) 5,000,000 (第二回優先株式) 12,312,500 (第三回優先株式) 10,000 | (普通株式) 17,389,850 (第一回優先株式) 5,000,000 (第二回優先株式) 12,312,500 (第三回優先株式) 10,000 |
| 純資産額 (千円) | | 1,649,659 | 1,775,856 |
| 総資産額 (千円) | | 8,132,850 | 10,148,714 |
| 1株当たり純資産額 (円) | | 226.07 | 216.51 |
| 1株当たり当期純利益 又は四半期純損失() (円) | 10.77 | 8.82 | 14.53 |
| 潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円) | | | 2.53 |
| 1株当たり配当額 (円) | | | |
| 自己資本比率 (%) | | 20.3 | 17.5 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー (千円) | 960,467 | | |
| 投資活動による キャッシュ・フロー (千円) | 22,596 | | |
| 財務活動による キャッシュ・フロー (千円) | 1,453,416 | | |
| 現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円) | | 1,336,901 | |
| 従業員数 (名) | | 143 | 140 |

(注) 1 当社は、連結子会社でありました日本橋梁エンジニアリング(株)が、平成20年5月30日に清算終了したことにより、連結子会社がなくなったため、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、第3四半期連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 「持分法を適用した場合の投資利益」については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。

4 第141期および第142期第3四半期累計(会計)期間は、配当を行っておりません。

5 第142期第3四半期累計期間および第142期第3四半期会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

6 第141期は、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」、「財務活動によるキャッシュ・フロー」および「現金及び現金同等物の期末残高」については、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成20年12月31日現在

| | |
|---------|-----|
| 従業員数(名) | 143 |
|---------|-----|

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 臨時従業員数については従業員数の10%に満たないため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期会計期間における生産実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

| 事業部門別の名称 | 生産高(千円) |
|----------|-----------|
| 鋼構造物事業 | |
| 橋梁 | 1,925,750 |
| その他事業 | |
| 合計 | 1,925,750 |

(注) 1 生産高は、契約金額に生産進行率を乗じて算出しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第3四半期会計期間における受注実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

| 事業部門別の名称 | 受注高(千円) | 受注残高(千円) |
|----------|-----------|------------|
| 鋼構造物事業 | | |
| 橋梁 | 3,632,704 | 10,229,781 |
| その他事業 | | |
| 合計 | 3,632,704 | 10,229,781 |

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

| 事業部門別の名称 | 販売高(千円) |
|----------|-----------|
| 鋼構造物事業 | |
| 橋梁 | 2,112,415 |
| その他事業 | |
| 合計 | 2,112,415 |

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

| 相手先 | 当第3四半期会計期間 | |
|-------------------|------------|-------|
| | 販売高(千円) | 割合(%) |
| 国土交通省 | 1,008,997 | 47.8 |
| 三菱重工鉄構エンジニアリング(株) | 254,001 | 12.0 |

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期会計期間における公共投資関連の市場は、近年の公共工事予算削減の施策が継続されており、当社がその大半を依存しております橋梁業界におきましても、国内橋梁発注量は遞減傾向にあり、依然として厳しい状況が続いております。しかしながら、「脱談合」後の激しい受注競争によって収益の悪化をもたらした低価格入札は、国土交通省の「緊急公共工物品質確保対策」の施行等により一定の歯止めが掛かり、やや明るい兆しが見えてまいりました。

かかる状況において、当社は、全社をあげて受注活動に取り組み、当第3四半期会計期間の受注高として36億3千2百万円を獲得し、売上高につきましては21億1千2百万円、受注残高につきましては102億2千9百万円となりました。

損益面では、原材料価格が高止まりする中、既存工事のコスト削減活動の効果等により、当第3四半期会計期間の売上総利益は2億3千9百万円、営業利益は1億1千5百万円、経常利益は1億1百万円となりましたが、損害賠償損失の計上等により四半期純損失は1億3千2百万円となりました。

事業部門別の業績は、当社の事業は、〔鋼構造物事業〕に集中させており、〔その他〕特記すべきものはございません。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末における総資産は81億3千2百万円となり、前事業年度末に比べ20億1千5百万円減少いたしました。

流動資産は、前事業年度末に比べ32.2%減少し、37億4千万円となりました。これは主に受取手形および売掛金等の売上債権の減少によるものであります。

固定資産は、特筆すべき増減はありません。

流動負債は、前事業年度末に比べ51.0%減少し、37億5千5百万円となりました。これは主に短期借入金および1年内返済予定の長期借入金の減少によるものであります。

固定負債は、前事業年度末に比べ282.4%増加し、27億2千8百万円となりました。これは主に長期借入金の増加によるものであります。

純資産は、前事業年度末に比べ7.1%減少し、16億4千9百万円となり、自己資本比率は20.3%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間末における現金および現金同等物（以下、「資金」という。）は、13億3千6百万円となり、第2四半期会計期間末より1億3千万円減少いたしました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期会計期間における営業活動による資金の増加は2千5百万円となりました。これは主に税引前四半期純損失1億2千7百万円の計上および売上債権の増加6億2千6百万円等の資金の減少がございましたが、損害賠償損失引当金2億6百万円計上、仕入債務の増加3億4千9百万円およびその他流動負債の増加1億5千6百万円等の資金の増加によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期会計期間における投資活動による資金の減少は6百万円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出7百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期会計期間における財務活動による資金の減少は1億4千9百万円となりました。これは主に長期借入金の返済による支出1億1千9百万円および短期借入金の純減額3千万円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

「第5 経理の状況 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に記載のとおり、当社には継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

当社は、継続企業の前提に関する重要な疑義の解消を経営の最優先課題と認識し、強固な収益体質の確立に向け、平成18年10月5日に策定しました「私的整理に関するガイドライン」に基づく「事業再生計画」を鋭意実行中であり、引き続き金融機関に運転資金等の協力を頂きながら本計画を着実に推進するとともに、役員報酬の削減や一層の合理化等のコスト削減を継続してまいります。

なお、当第3四半期会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた問題はありません。

(5) 研究開発活動

記載すべき事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、計画および確定した重要な設備の新設、除去等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|---------|-------------|
| 普通株式 | 138,809,400 |
| 第一回優先株式 | 5,000,000 |
| 第二回優先株式 | 12,312,500 |
| 第三回優先株式 | 10,000 |
| 計 | 156,131,900 |

【発行済株式】

| 種類 | 第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年12月31日) | 提出日現在 発行数(株) (平成21年2月13日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|---------|---|---------------------------------|--|---|
| 普通株式 | 17,389,850 | 17,389,850 | 東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) | 株主としての権利内容に 制限のない、標準となる 株式であり、単元株式数 は50株であります。 |
| 第一回優先株式 | 5,000,000 | 5,000,000 | 未上場・非登録 | (注)1,3,6 |
| 第二回優先株式 | 12,312,500 | 12,312,500 | 未上場・非登録 | (注)1,2,4,6 |
| 第三回優先株式 | 10,000 | 10,000 | 未上場・非登録 | (注)1,5,6 |
| 計 | 34,712,350 | 34,712,350 | | |

- (注) 1 当社は、財務体質の改善および強化を目的として、第一回優先株式、第二回優先株式および第三回優先株式の発行による第三者割当増資を実施しております。
- 2 第二回優先株式12,312,500株のうち9,000,000株は現物出資(借入金の株式化2,880,000千円)によって発行されたものであります。
- 3 第一回優先株式の内容は以下のとおりであります。
1. 優先配当金
優先配当金の額
当社は、剰余金の配当をするときは、第一回優先株式を有する株主または優先株式の登録質権者に対し、普通株式を有する株主または普通株式の登録質権者に先立ち、優先株式1株につき年20円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の利益配当金を支払う。
優先株主または優先登録質権者に対し、中間配当を行わない、
非累積条項
ある営業年度において、優先株主または優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない、
非参加条項
優先株主または優先登録質権者に対し、優先配当金を超えて配当しない、
2. 残余財産の分配
当社の残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、発行価額相当額を支払う。優先株主または優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わないものとする。

3. 買受けまたは消却

当社は、いつでも優先株式を買い受け、または利益により消却することができる。

4. 議決権

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

5. 新株引受権等

当社は法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わないものとする。

優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えないものとする。

6. 普通株式への転換予約権

優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

7. 普通株式への強制転換

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった優先株式は、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会の決議で定める日において、優先株式の転換により発行する普通株式数は、優先株式1株の発行価額相当額を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる普通株式数とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合当該平均値が、優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める下限転換価額を下回るとき、または上限転換価額を上回るときは、優先株式1株の発行価額相当額をそれぞれ下限転換価額、または上限転換価額で除して得られる数とする。

4 第二回優先株式の内容は以下のとおりであります。

1. 配当金

優先配当金の額

当社は、剰余金の配当(配当財産の種類は問わない。)をするときは、当該配当の基準日の最終株主名簿に記載または記録された第二回優先株式を有する株主(以下、「第二回優先株主」という。)または第二回優先株式の登録株式質権者(以下、「第二回優先登録株式質権者」という。)に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)もしくは普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、かつ第17項に定める支払順位に従い、第二回優先株式の払込金額(320円)に対し、下記により事業年度毎に定められる第二回優先株式配当金配当年率に基づき、当該基準日が属する事業年度の初日(2007年3月31日に終了する事業年度にあっては2006年10月1日、いずれにおいても当該日を含む。)から当該配当の基準日(同日を含む。)までの期間につき月割計算(但し、1ヶ月未満の期間については年365日の日割計算)により算出される額の配当(以下、「第二回優先配当金」という。)をする。計算の結果が32円を超えるときは、第二回優先配当金の額は32円とする。但し、既に当該事業年度に属する日を基準日として第二回優先株主または第二回優先登録株式質権者に配当金(次号に定める第二回累積未配当金に対する配当金を除く。)を支払ったときは、かかる配当金の累積額を控除する。

第二回優先配当金配当年率 = 日本円TIBOR(6ヶ月物) + 1%

「日本円TIBOR(6ヶ月物)」は、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値とする。また、当該日において午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートが公表されない場合は、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース))として英国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(6ヶ月物)に代えて用いるものとする。日本円TIBOR(6ヶ月物)またはこれに代えて用いる数値は、%位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。

累積型

ある事業年度において第二回優先株主または第二回優先登録株式質権者に支払われた配当金の合計額が上記の第二回優先株式配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度に限り累積するものとする(以下、「第二回累積未配当金」という。)。第二回累積未配当金は、全ての種類の株主に対する配当金に先立って支払われるものとする。

非参加型

第二回優先株主または第二回優先登録株式質権者に対しては、第二回優先配当金を超えて配当は行わない。

2. 残余財産の分配

第二回優先株主または第二回優先登録株式質権者に対しては、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、かつ第8項に定める支払順位に従い、第二回優先株式1株につき320円を優先して分配するものとし、これを超える部分については、普通株主または普通登録株式質権者に全額分配される。

3. 株主総会における議決権

第二回優先株主は、株式総会において議決権を有さない。

4. 譲渡制限

第二回優先株式を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要する。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

第二回優先株主は、当社に対し、以下に定める取得請求期間中、以下に定める取得の条件で、その有する第二回優先株式の全部または一部につき、普通株式の交付を対価とする取得を請求することができる。但し、本項に基づく第二回優先株主による取得の請求(本項において、以下、「本件請求」という。)がなされた下記に定める取得請求可能日において、剰余授權株式数(以下に定義される。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。)を下回る場合には、()本件請求に係る第二回優先株式の数に、()剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで計算し、その小数第1位を切り捨てる。)の第二回優先株式のみ、本件請求の効力が生じるものとし、本件請求の効力が生じる第二回優先株式以外の本件請求に係る第二回優先株式については、取得請求がなされなかつたものとみなす。なお、複数の本件請求がなされ、同時に到達した場合、各本件請求に係る請求対象普通株式総数の総数が剰余授權株式数を上回る場合には、按分により本件請求の効力が生じるものとし、本件請求の効力が生じる第二回優先株式以外の本件請求に係る第二回優先株式については、取得請求がなされなかつたものとみなす。複数の本件請求がなされ、その到達の先後不明の場合には、同時に到達したものとみなす。

「剰余授權株式数」とは、以下のA及びBのいずれか小さい数をいう。

A : ()当該取得請求可能日における当社の発行可能株式総数より、() ()当該取得請求可能日における発行済普通株式の数、()当該取得請求可能日における発行済第一回優先株式の数、()当該取得請求可能日における発行済第二回優先株式の数、()新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。但し、権利を行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者とその新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数(それぞれ小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)の総数を控除した数をいう。

B : ()当該取得請求可能日における当社の普通株式の発行可能種類株式総数より、() ()当該取得請求可能日における発行済普通株式の数、()新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。但し、権利を行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者とその新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数(それぞれ小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)の総数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、第二回優先株主が当該取得請求可能日に取得を請求した第二回優先株式の払込金額の総額を当該取得請求可能日における下記に定める取得価額で除して得られる数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)の総数をいう。

取得請求期間

2006年12月28日から2010年6月30日までとする。取得請求期間に属する日を取得請求可能日という。

取得の条件

当社は、本件請求に係る第二回優先株式を取得したときは、第二回優先株式1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める取得価額に基づいて算定される数の当社の普通株式を交付する。

(イ)当初取得価額

40円

(ロ)取得価額の修正

取得価額は、第二回優先株主が当社に対し第二回優先株式の取得を請求した日(以下、「修正日」という。)において、修正日における「時価」が、当該修正日の前日において有効な取得価額を下回る場合は、当該時価に修正される(以下、「修正後取得価額」という。)。但し、修正後取得価額が当初取得価額の50%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下、「下限取得価額」という。但し、下記(ハ)により調整される。)を下回る場合には下限取得価額をもって修正後取得価額とする。上記「時価」とは、当該修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所(当社の普通株式が同取引所に上場されていないときは株式会社大阪証券取引所)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日を除く。円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)とする。なお、取得価額の修正は、第二回優先株式の取得が請求される毎に行われ、当該修正後取得価額は、当該修正日に取得請求がなされていない第二回優先株式については適用しないものとする。

(ハ)取得価額の調整

(a)第二回優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ()普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日(無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。但し、分配可能額から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該分配可能額の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

- ()普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- ()調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合(無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本()において同じ。)の取得による場合または普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式(以下、「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本(a)において同じ。)の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下、「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{(発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数)} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前取得価額}}}{\text{(発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数)} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

但し、本()による取得価額の調整は、第二回優先株式の発行済株式の総数の過半数を有する第二回優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。

- ()調整前の取得価額を下回る価額をもって、(x)普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券または当社に対して取得を請求できる株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行または処分する場合(無償割当ての場合を含む。)または、(y)普通株式を目的とする新株予約権の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券または当社に対して取得を請求できる株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行または処分する場合(無償割当ての場合を含む。)、かかる株式、新株予約権もしくはその他の証券の払込期日(新株予約権の場合は割当日、以下本()において同じ。)に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日、以下本(a)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式、新株予約権もしくはその他の証券の全てが当初の条件で取得または行使等され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。但し、本()による取得価額の調整は、第二回優先株式の発行済株式の総数の過半数を有する第二回優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。
- ()行使することにより、調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式または普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは当社に対して取得を請求できる株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日に、また株主割当日がある場合にはその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、これを適用する。但し、本()による取得価額の調整は、当社または子会社の取締役、監査役もしくは従業員または社外協力者に対するストックオプションとして発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとし、また、第二回優先株式の発行済株式の総数の過半数を有する第二回優先株主がかかる調整を不要とした場合にも行われない。
- (b)上記(a)に掲げる事由のほか、下記()乃至()のいずれかに該当する場合には、当社は第二回優先株主及び第二回優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- ()合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がある事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継、または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ()前()のほか、普通株式の発行済株式の総数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- ()上記(a)の()に定める株式、新株予約権またはその他の証券につきその取得または行使等により普通株式が交付され得る期間が終了したとき。但し、当該株式、新株予約権またはその他の証券の全てにつき普通株式が交付された場合を除く。
- ()上記(a)の()に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。
- (c)取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、特段の定めがない限り、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d)取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。
- (e)取得価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、第二回優先株主または第二回優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。

(二)取得により交付すべき普通株式数

第二回優先株式の取得により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{普通株式数} = \frac{\text{第二回優先株主が取得請求のために提出した第二回優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$$

但し、第二回優先株主が取得請求のために提出した第二回優先株式の払込金額の総額は、第二回優先株式つき、株式分割、株式併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。取得により交付すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、会社法第167条第3項に定める金銭による調整は行わない。

(ホ)取得請求受付場所

大阪府中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(ヘ)取得の効力発生

取得の効力は、取得請求書及び取得請求に係る第二回優先株式の株券が上記(ホ)に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

6. 普通株式を対価とする一斉取得条項

当社は、第5項に定める取得請求期間中に取得請求のなかった第二回優先株式の全部または一部を、取得請求期間末日の翌日以降の日で、取締役会の決議で定める日(以下、「一斉取得日」という。)が到来することをもって、取得することができる。この場合においては、当社は、当該取得に関する決議をする取締役会開催日(以下、「決議日」という。)における剰余授權株式数(以下に定義される。)の範囲内において、以下の定めにより第二回優先株式に交付する普通株式の総数が最大となるように、取得する第二回優先株式の数を定めるものとする。

当社は、第二回優先株式の取得の対価として、取得する第二回優先株式の払込金額の総額を取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。この場合における取得価額は、一斉取得日を第5項(ロ)に定める修正日とみなし、第5項(ロ)に従って算出する。

前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

当社は、第二回優先株式の一部を取得するものとするときは、決議日の前日の最終の株主名簿に記載または記録された第二回優先株主の保有株式数に応じ、当社が取得する総数を各第二回優先株主に比例配分する方法により、各第二回優先株主からの取得数(小数第1位まで計算し、その小数第1位を切り捨てる。)を定めるものとする。

「剰余授權株式数」については、第5項の定めを準用する。この場合において、「当該取得請求可能日」とあるのは「当該決議日」と読み替える。

当社は、一斉取得日以降も第二回優先株式(当社が保有するものを除く。)が存在する場合には、当該第二回優先株式の全部または一部を、一斉取得日以降の日で取締役会の決議で定める日(以下、「追加一斉取得日」という。)が到来することをもって、取得することができる。追加一斉取得日において取得する第二回優先株式の数及び取得の対価につき 準用する。

7. 現金を対価とする取得請求権

第二回優先株主は、第6項の一斉取得日の翌日から2012年6月30日までの間、その保有する第二回優先株式の全部または一部について、当社に対してその取得を請求することができるものとし、当社は、第二回優先株主が取得の請求をした第二回優先株式を取得するのと引換えに、第二回優先株式1株につき下記に定める額の金銭を当該第二回優先株主に対して交付するものとする。

第二回優先株式1株につき以下に定める額に、第二回累積未配当金相当額を加算した額とする。

320円(1株当たり払込金額の100%)

8. 優先順位

剰余金の配当の額

第一回優先配当金及び第二回優先配当金の支払順位は、第二回優先配当金を第1順位とし、第一回優先配当金を第2順位とする。

残余財産の分配の優先順位

第一回優先株式及び第二回優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、第一回優先株式に係る残余財産の分配の支払いを第1順位とし、第二回優先株式に係る残余財産の分配の支払いを第2順位とする。

取得請求権の優先順位

第一回優先株式に係る取得請求権の行使及び第二回優先株式に係る取得請求権の行使の双方がなされ、その取得請求受付場所への到達が同時またはその先後が不明の場合は、第二回優先株式に係る取得請求権の行使が先になされたものとみなす。

用語

本項における第一回優先株式、第二回優先株式、第一回優先配当金及び第二回優先配当金の用語は、いずれも定款第2章の2で定義される意味で用いられる。

5 第三回優先株式の内容は以下のとおりであります。

1. 配当金

優先配当金の額

当社は、剰余金の配当(配当財産の種類を問わない。)をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第三回優先株式を有する株主(以下、「第三回優先株主」という。)又は第三回優先株式の登録株式質権者(以下、「第三回優先株式登録株式質権者」という。)に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、かつ第8項に定める支払順位に従い、第三回優先株式の払込金額(50,000円)に対し、下記により事業年度毎に定められる第三回優先配当金配当率に基づき、当該基準日が属する事業年度の初日(平成20年3月31日に終了する事業年度にあつては平成19年6月1日。いずれにおいても当該日を含む。)から当該配当の基準日(同日を含む。)までの期間につき月割計算(ただし、1ヶ月未満の期間については年365日の日割計算)により算出される額の配当(以下、「第三回優先配当金」という。)をする。計算の結果が5,000円を超えるときは、第三回優先配当金の額は5,000円とする。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日として第三回優先株主又は第三回優先登録株式質権者に配当金(次号に定める第三回累積未配当金に対する配当金を除く。)を支払ったときは、かかる配当金の累積額を控除する。

第三回優先配当金配当率 = 日本円TIBOR(6ヶ月物) + 1%

「日本円TIBOR(6ヶ月物)」は、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値とする。また、当該日において午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レートが公表されない場合は、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR 6ヶ月物(360日ベース))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(6ヶ月物)に代えて用いるものとする。日本円TIBOR(6ヶ月物)又はこれに代えて用いる数値は、%位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。

累積型

ある事業年度において第三回優先株主又は第三回優先登録株式質権者に支払われた配当金の合計額が上記の第三回優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度に限り累積するものとする(以下、「第三回累積未配当金」という。)。第三回累積未配当金は、普通株主に対する配当金に先立って支払われるものとするが、第一回優先株主及び第二回優先株主への累積未配当金には劣後する。

非参加型

第三回優先株主又は第三回優先登録株式質権者に対しては、第三回優先配当金を越えて配当は行わない。

2. 残余財産の分配

第三回優先株主又は第三回優先登録株式質権者に対しては、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、かつ第8項に定める支払順位に従い、第三回優先株式1株につき50,000円を優先して分配するものとし、これを越える部分については、普通株主又は普通登録株式質権者に全額分配される。

3. 株主総会における議決権

第三回優先株主は、株式総会において議決権を有さない。

4. 譲渡制限

第三回優先株式を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要する。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

第三回優先株主は、当社に対し、以下に定める取得請求期間中、以下に定める取得の条件で、その有する第三回優先株式の全部又は一部につき、普通株式の交付を対価とする取得を請求することができる。ただし、本項に基づく第三回優先株主による取得の請求(本項において、以下、「本件請求」という。)がなされた下記に定める取得請求可能日において、剰余授權株式数(以下に定義される。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。)を下回る場合には、()本件請求に係る第三回優先株式の数に、()剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで計算し、その小数第1位を切り捨てる。)の第三回優先株式のみ、本件請求の効力が生じるものとし、本件請求の効力が生じる第三回優先株式以外の本件請求に係る第三回優先株式については、取得請求がなされなかったものとみなす。なお、複数の本件請求がなされ、同時に到達した場合、各本件請求に係る請求対象普通株式総数の総数が剰余授權株式数を上回る場合には、按分により本件請求の効力が生じるものとし、本件請求の効力が生じる第三回優先株式以外の本件請求に係る第三回優先株式については、取得請求がなされなかったものとみなす。複数の本件請求がなされ、その到達の先後不明の場合は、同時に到達したものとみなす。

「剰余授權株式数」とは、以下のA及びBのいずれか小さい数をいう。

A : ()当該取得請求可能日における当社の発行可能種類株式総数より、() ()当該取得請求可能日における発行普通株式の数、()当該取得請求可能日における発行済第一回優先株式の数、()当該取得請求可能日における発行済第二回優先株式の数、()当該取得請求可能日における発行済第三回優先株式の数、()新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。ただし、権利を行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者がその新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数(それぞれ小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)の総数を控除した数をいう。

B : ()当該取得請求可能日における当社の普通株式の発行可能種類株式総数より、() ()当該取得請求可能日における発行済普通株式の数、()新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。ただし、権利を行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者がその新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数(それぞれ小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)の総数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、第三回優先株主が当該取得請求可能日に取得を請求した第三回優先株式の払込金額の総額を当該取得請求可能日における下記に定める取得価額で除して得られる数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)の総数をいう。

取得請求期間

平成19年6月30日から平成22年6月30日までとする。取得請求期間に属する日を取得請求可能日という。

取得の条件

当社は、本件請求に係る第三回優先株式を取得したときは、第三回優先株式1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める取得価額に基づいて算定される数の当社の普通株式を交付する。

(イ)当初取得価額

332円

(ロ)取得価額の修正

取得価額は、第三回優先株主が当社に対し第三回優先株式の取得を請求した日(以下、「修正日」という。)において、修正日における「時価」が、当該修正日の前日において有効な取得価額を下回る場合は、当該時価に修正される(以下、「修正後取得価額」という。)。ただし、修正後取得価額が当初取得価額の50%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下、「下限取得価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。)を下回る場合には下限取得価額をもって修正後取得価額とする。上記「時価」とは、当該修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所(当社の普通株式が同取引所に上場されていないときは株式会社大阪証券取引所)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)とする。なお、取得価額の修正は、第三回優先株式の取得が請求される毎に行われ、当該修正後取得価額は、当該修正日に取得請求がなされていない第三回優先株式については適用しないものとする。

(八)取得価額の調整

(a)第三回優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ()普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日(無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。但し、分配可能額から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該分配可能額の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

- ()普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- ()調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合(無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本()において同じ。))の取得による場合または普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式(以下、「取得価額調整式」という。))により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日、以下本(a)において同じ。))の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下、「株主割当日」という。))の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{（発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前取得価額}}}{\text{（発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

ただし、本()による取得価額の調整は、第三回優先株式の発行済株式の総数の過半数を有する第三回優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われぬ。

- ()調整前の取得価額を下回る価額をもって、(x)普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権若しくはその他の証券又は当社に対して取得を請求できる株式、新株予約権若しくはその他の証券を発行又は処分する場合(無償割当ての場合を含む。))又は、(y)普通株式を目的とする新株予約権の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権若しくはその他の証券又は当社に対して取得を請求できる株式、新株予約権若しくはその他の証券を発行又は処分する場合(無償割当ての場合を含む。))、かかる株式、新株予約権若しくはその他の証券の払込期日(新株予約権の場合は割当日、以下、本()において同じ。))に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日、以下、本(a)において同じ。))に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式、新株予約権若しくはその他の証券の全てが当初の条件で取得又は行使等され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。ただし、本()による取得価額の調整は、第三回優先株式の発行済株式の総数の過半数を有する第三回優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われぬ。
- ()行使することにより、調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式又は普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは当社に対して取得を請求できる株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(無償割当ての場合を含む。))、かかる新株予約権の割当日に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日に、また株主割当日がある場合にはその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使等され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において、「1株当たり払込金額」として新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たり

の価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。ただし、本()による取得価額の調整は、当社又は子会社の取締役、監査役若しくは従業員又は社外協力者に対するストック・オプションとして発行される普通株式には適用されないものとし、また、第三回優先株式の発行済株式の総数の過半数を有する第三回優先株主がかかる調整を不要とした場合にも行われぬ。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記()ないし()のいずれかに該当する場合には、当社は第三回優先株主及び第三回優先株式登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用日及びその他必要な事項を通知したうえで、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- () 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
 - () 前()のほか、普通株式の発行済株式の総数(ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
 - () 上記(a)の()に定める株式、新株予約権又はその他の証券につきその取得又は行使等により普通株式が交付され得る期間が終了したとき。ただし、当該株式、新株予約権又はその他の証券全てにつき普通株式が交付された場合を除く。
 - () 上記(a)の()に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、特段の定めがない限り、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。
- (e) 取得価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、第三回優先株主又は第三回優先株式登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。

(二) 取得により交付すべき普通株式数

第三回優先株式の取得により交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{普通株式数} = \frac{\text{第三回優先株主が取得請求のために提出した第三回優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$$

ただし、第三回優先株主が取得請求のために提出した第三回優先株式の払込金額の総額は、第三回優先株式につき、株式分割、株式併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。取得により交付すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、会社法第167条第3項に定める金銭による調整は行わない。

(ホ) 取得請求受付場所

大阪市北区堂島浜一丁目1番5号
 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(ハ) 取得の効力発生

取得の効力は、取得請求書および取得請求に係る第三回優先株式の株券が上記(ホ)に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。ただし、第三回優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

6. 普通株式を対価とする一斉取得条項

当社は、第5項 に定める取得請求期間中に取得請求のなかった第三回優先株式の全部又は一部を、取得請求期間末日の翌日以降の日で取締役会の決議で定める日(以下、「一斉取得日」という。)が到来することをもって、取得することができる。この場合においては、当社は、当該取得に関する決議をする取締役会開催日(以下、「決議日」という。)における剰余授權株式数(以下に定義される。)の範囲内において、以下の定めにより第三回優先株主に交付する普通株式の総数が最大となるように、取得する第三回優先株式の数を定めるものとする。

当社は、第三回優先株式の取得の対価として、取得する第三回優先株式の払込金額の総額を取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。この場合における取得価額は、一斉取得日を第5項 (ロ)に定める修正日とみなし、第5項 (ロ)に従って算出する。前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

当社は、第三回優先株式の一部を取得するものとするときは、決議日の前日の最終の株主名簿に記載又は記録された第三回優先株主の保有株式数に応じ、当社が取得する総数を各第三回優先株主に比例配分する方法により、各第三回優先株主からの取得数(小数第1位まで計算し、その小数第1位を切り捨てる。)を

定めるものとする。

「剰余授權株式数」については、第5項の定めを準用する。この場合において、「当該取得請求可能日」とあるのは「当該決議日」と読み替える。

当社は、一斉取得日以降も第三回優先株式(当社が保有するものを除く。)が存在する場合には、当該第三回優先株式の全部又は一部を、一斉取得日以降の日で取締役会の決議で定める日(以下、「追加一斉取得日」という。)が到来することをもって、取得することができる。追加一斉取得日において取得する第三回優先株式の数及び取得の対価につき、を準用する。

7. 現金を対価とする取得請求権

第三回優先株主は、第6項の一斉取得日の翌日から平成24年6月30日までの間、その保有する第三回優先株式の全部又は一部について、当社に対してその取得を請求することができるものとし、当社は、第三回優先株主が取得の請求をした第三回優先株式を取得するのと引換えに、第三回優先株式1株につき下記に定める額の金銭を当該第三回優先株主に対して交付するものとする。

第三回優先株式1株につき以下に定める額に、第三回累積未配当金相当額を加算した額とする。

50,000円(1株当たり払込金額の100%)

8. 優先順位

剰余金の配当の額

第一回優先配当金、第二回優先配当金および第三回優先配当金の支払順位は、第二回優先配当金を第1順位、第一回優先配当金を第2順位とし、第三回優先配当金を第3順位とする。

残余財産の分配の優先順位

第一回優先株式、第二回優先株式および第三回優先株式に係る残余財産の分配の支払順位は、第一回優先株式に係る残余財産の分配の支払いを第1順位、第二回優先株式に係る残余財産の分配の支払いを第2順位とし、第三回優先株式に係る残余財産の分配の支払いを第3順位とする。

取得請求権の優先順位

第一回優先株式に係る取得請求権の行使、第二回優先株式に係る取得請求権の行使及び第三回優先株式に係る取得請求権の行使の各々がなされ、その取得請求受付場所への到達が同時又はその先後が不明な場合は、上記記載の順位と同様に、かかる取得請求権の行使がなされたものとみなす。

用語

本項における第一回優先株式、第二回優先株式および第三回優先株式、第一回優先配当金、第二回優先配当金および第三回優先配当金の用語は、いずれも定款第2章の2で定義される意味で用いられる。

6 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはございません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|----------------------------|-----------------------|----------------------|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 平成20年10月1日～ 平成20年12月31日 | | 34,712,350 | | 1,000,000 | | 453,957 |

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年9月30日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|--|----------|--|
| 無議決権株式 | 第一回優先株式 5,000,000 第二回優先株式 12,312,500 第三回優先株式 10,000 | | 1「株式等の状況」の(1) 「株式の総数等」の「発行済株式」の注記参照 |
| 議決権制限株式(自己株式等) | | | |
| 議決権制限株式(その他) | | | |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 16,400 | | |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 17,354,250 | 347,085 | |
| 単元未満株式 | 普通株式 19,200 | | 1単元(50株)未満の株式 |
| 発行済株式総数 | 普通株式 17,389,850 第一回優先株式 5,000,000 第二回優先株式 12,312,500 第三回優先株式 10,000 | | |
| 総株主の議決権 | | 347,085 | |

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が20,750株(議決権415個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式48株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%) |
|----------------------|---------------------|----------------------|----------------------|---------------------|--------------------------------|
| (自己保有株式) 日本橋梁株式会社 | 大阪市北区西天満6丁目 7番2号 | 16,400 | | 16,400 | 0.09 |
| 計 | | 16,400 | | 16,400 | 0.09 |

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成20年 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|-------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 最高(円) | 242 | 307 | 285 | 255 | 233 | 229 | 184 | 145 | 303 |
| 最低(円) | 224 | 227 | 240 | 221 | 192 | 149 | 98 | 113 | 112 |

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

| 役名 | 職名 | 氏名 | 退任年月日 |
|--------|----------------------------------|------|------------|
| 取締役副社長 | 企画管理本部・技術本部 ・播磨工場管掌、監査室 担当 | 山本博志 | 平成21年1月31日 |

(2) 役職の異動

| 新役名および職名 | 旧役名および職名 | 氏名 | 異動年月日 |
|--------------------|----------|------|-----------|
| 代表取締役社長 兼 監査室担当 | 代表取締役社長 | 松田 彰 | 平成21年2月1日 |

第5 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び当第3四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、連結子会社でありました日本橋梁エンジニアリング株式会社が平成20年5月30日に清算終了し、連結子会社が存在しなくなったため、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

| | 当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日) | 前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日) |
|-------------|------------------------------|--------------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 1,336,901 | 1,807,253 |
| 受取手形及び売掛金 | 2,141,710 | 3,146,822 |
| 仕掛品 | 19,021 | 460,094 |
| 原材料 | 13,295 | 10,107 |
| 未収入金 | 163,819 | 29,960 |
| その他 | 66,034 | 65,691 |
| 流動資産合計 | 3,740,782 | 5,519,931 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物(純額) | 942,254 | 964,575 |
| 構築物(純額) | 145,054 | 152,556 |
| 機械及び装置(純額) | 613,012 | 633,821 |
| 土地 | 2,114,532 | 2,114,532 |
| その他(純額) | 33,067 | 29,678 |
| 有形固定資産合計 | 1, 2 3,847,920 | 1, 2 3,895,163 |
| 無形固定資産 | | |
| 無形固定資産合計 | 9,785 | 5,590 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 1 116,181 | 1 160,341 |
| 投資不動産(純額) | 1, 2 317,946 | 1, 2 327,830 |
| 前払年金費用 | 52,262 | 190,399 |
| その他 | 95,770 | 99,921 |
| 貸倒引当金 | 47,800 | 50,463 |
| 投資その他の資産合計 | 534,361 | 728,029 |
| 固定資産合計 | 4,392,067 | 4,628,783 |
| 資産合計 | 8,132,850 | 10,148,714 |

(単位：千円)

| | 当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日) | 前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日) |
|---------------|------------------------------|--------------------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形 | 414,912 | 576,538 |
| 買掛金 | 1 995,686 | 1 598,038 |
| 短期借入金 | 1 44,900 | 1 1,094,900 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 1 689,294 | 1 3,084,669 |
| 未払法人税等 | 16,644 | 13,603 |
| 前受金 | 841,301 | 1,352,843 |
| 損害賠償損失引当金 | 3 206,000 | 3 - |
| その他の引当金 | 49,030 | 103,523 |
| その他 | 1 497,296 | 1 835,391 |
| 流動負債合計 | 3,755,065 | 7,659,508 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 1 2,415,791 | 1 423,671 |
| 退職給付引当金 | 306,573 | 276,464 |
| その他 | 5,759 | 13,213 |
| 固定負債合計 | 2,728,124 | 713,349 |
| 負債合計 | 6,483,190 | 8,372,858 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 資本剰余金 | 453,957 | 453,957 |
| 利益剰余金 | 202,599 | 326,941 |
| 自己株式 | 6,337 | 6,175 |
| 株主資本合計 | 1,650,219 | 1,774,723 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 560 | 1,133 |
| 評価・換算差額等合計 | 560 | 1,133 |
| 純資産合計 | 1,649,659 | 1,775,856 |
| 負債純資産合計 | 8,132,850 | 10,148,714 |

(2)【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

| | 当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日) |
|----------------|--|
| 売上高 | 5,891,095 |
| 売上原価 | 5,363,389 |
| 売上総利益 | 527,706 |
| 販売費及び一般管理費 | |
| 役員報酬 | 25,686 |
| 従業員給料及び賞与 | 136,033 |
| 法定福利及び厚生費 | 31,434 |
| 不動産賃借料 | 26,370 |
| 旅費交通費及び通信費 | 31,100 |
| その他の販売費及び一般管理費 | 118,251 |
| 販売費及び一般管理費合計 | 368,875 |
| 営業利益 | 158,830 |
| 営業外収益 | |
| 投資不動産賃貸料 | 37,327 |
| その他 | 13,722 |
| 営業外収益合計 | 51,049 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 86,170 |
| その他 | 15,039 |
| 営業外費用合計 | 101,209 |
| 経常利益 | 108,670 |
| 特別利益 | |
| 投資有価証券売却益 | 9,576 |
| その他 | 46 |
| 特別利益合計 | 9,622 |
| 特別損失 | |
| 固定資産処分損 | 2,214 |
| 損害賠償損失 | 223,793 |
| その他 | 3,583 |
| 特別損失合計 | 229,591 |
| 税引前四半期純損失() | 111,297 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 13,044 |
| 四半期純損失() | 124,341 |

【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

| | 当第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日) |
|----------------|---|
| 売上高 | 2,112,415 |
| 売上原価 | 1,872,609 |
| 売上総利益 | 239,805 |
| 販売費及び一般管理費 | |
| 役員報酬 | 8,373 |
| 従業員給料及び賞与 | 45,947 |
| 法定福利及び厚生費 | 10,633 |
| 不動産賃借料 | 8,751 |
| 旅費交通費及び通信費 | 9,742 |
| その他の販売費及び一般管理費 | 40,411 |
| 販売費及び一般管理費合計 | 123,860 |
| 営業利益 | 115,945 |
| 営業外収益 | |
| 投資不動産賃貸料 | 12,387 |
| その他 | 5,073 |
| 営業外収益合計 | 17,460 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 27,023 |
| その他 | 4,729 |
| 営業外費用合計 | 31,753 |
| 経常利益 | 101,652 |
| 特別損失 | |
| 固定資産処分損 | 2,214 |
| 損害賠償損失 | 223,793 |
| その他 | 3,583 |
| 特別損失合計 | 229,591 |
| 税引前四半期純損失() | 127,939 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 4,348 |
| 四半期純損失() | 132,287 |

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日) |
|-------------------------|--|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 税引前四半期純損失() | 111,297 |
| 減価償却費 | 79,145 |
| 賞与引当金の増減額(は減少) | 23,202 |
| 退職給付引当金の増減額(は減少) | 27,638 |
| 工事損失引当金の増減額(は減少) | 31,290 |
| 損害賠償損失引当金の増減額(は減少) | 206,000 |
| 受取利息及び受取配当金 | 1,971 |
| 支払利息 | 86,170 |
| 固定資産処分損益(は益) | 2,214 |
| 投資有価証券売却損益(は益) | 9,576 |
| 売上債権の増減額(は増加) | 493,570 |
| たな卸資産の増減額(は増加) | 438,592 |
| 仕入債務の増減額(は減少) | 249,091 |
| 未払消費税等の増減額(は減少) | 1,486 |
| その他の流動資産の増減額(は増加) | 7,179 |
| その他の流動負債の増減額(は減少) | 340,553 |
| その他 | 1,719 |
| 小計 | 1,060,556 |
| 利息及び配当金の受取額 | 1,954 |
| 利息の支払額 | 84,651 |
| 法人税等の支払額 | 17,392 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 960,467 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 有形固定資産の取得による支出 | 41,342 |
| 投資有価証券の売却による収入 | 51,267 |
| 貸付金の回収による収入 | 10,028 |
| その他 | 2,643 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 22,596 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 短期借入金の純増減額(は減少) | 1,050,000 |
| 長期借入金の返済による支出 | 403,255 |
| 自己株式の取得による支出 | 161 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 1,453,416 |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 470,352 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 1,807,253 |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高 | 1,336,901 |

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第3四半期会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

当社のコア事業である橋梁事業(橋梁の設計・製作・架設)は、近年の公共工事予算削減の影響により発注量が逓減傾向にあることに加え、いわゆる橋梁談合事件後の受注競争により、厳しい状況が続いております。これに対し、前事業年度は、経常利益1億1千5百万円、当期純利益3億2千6百万円を計上しましたが、この経常利益の水準は十分とは言えず、平成18年10月5日に策定しました「私的整理に関するガイドライン」に基づく「事業再生計画」における収益計画を下回る結果となっております。

当該状況により、当社には継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

かかる状況において、当社は強固な収益体質の確立に向け、当該「事業再生計画」を鋭意実行中で、引き続き金融機関に運転資金等の協力を頂きながら本計画を着実に推進するとともに、役員報酬の削減や一層の合理化等のコスト削減を継続しております。

従いまして、四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期財務諸表には反映しておりません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

| 当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年12月31日) |
|---|
| 1 会計処理の原則及び手続の変更 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を第1四半期会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。 これによる当第3四半期累計期間の営業利益、経常利益及び税引前四半期純損失()への影響はありません。 |

【簡便な会計処理】

| 当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年12月31日) |
|--|
| 1 棚卸資産の評価方法 当第3四半期会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前事業年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。 |

【四半期財務諸表の作成に特有の会計処理】

| 当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年12月31日) |
|--|
| 該当事項はありません。 |

【追加情報】

| 当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年12月31日) |
|--|
| 該当事項はありません。 |

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

| 当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日) | 前事業年度末 (平成20年3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|------------------------|-------------|--------|-----------|----|-------------|-----|-------------|--------|-----------|--|-----------|-------------|-------|----|----------|----------|-----------|----------|---------|--|----|-----------|--------|-----------|----|-------------|---|-------------|----|-----------|----|-----------|-------|--|----|----------|----|-----------|--------|----------|
| <p>1 担保に供している資産 下記の資産を短期借入金44,900千円、長期借入金3,105,085千円(一年内返済の長期借入金689,294千円を含む)及び仕入債務997,507千円に対する担保に供しております。</p> <p>(工場財団)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">建物</td><td style="text-align: right;">627,649千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">機械及び装置</td><td style="text-align: right;">501,655千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">土地</td><td style="text-align: right;">1,290,276千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,419,581千円</td></tr> </table> <p>(その他)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">建物</td><td style="text-align: right;">311,249千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">土地</td><td style="text-align: right;">824,255千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">投資不動産</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">建物</td><td style="text-align: right;">18,259千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">土地</td><td style="text-align: right;">173,196千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">投資有価証券</td><td style="text-align: right;">2,680千円</td></tr> </table> | 建物 | 627,649千円 | 機械及び装置 | 501,655千円 | 土地 | 1,290,276千円 | 計 | 2,419,581千円 | 建物 | 311,249千円 | 土地 | 824,255千円 | 投資不動産 | | 建物 | 18,259千円 | 土地 | 173,196千円 | 投資有価証券 | 2,680千円 | <p>1 担保に供している資産 下記の資産を短期借入金1,094,900千円、長期借入金3,387,067千円(一年内返済の長期借入金3,046,567千円を含む)及び仕入債務526,167千円に対する担保に供しております。</p> <p>(工場財団)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">建物</td><td style="text-align: right;">640,630千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">機械及び装置</td><td style="text-align: right;">414,955千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">土地</td><td style="text-align: right;">1,290,276千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,345,863千円</td></tr> </table> <p>(その他)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">建物</td><td style="text-align: right;">320,416千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">土地</td><td style="text-align: right;">824,255千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">投資不動産</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">建物</td><td style="text-align: right;">18,986千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">土地</td><td style="text-align: right;">173,196千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">投資有価証券</td><td style="text-align: right;">46,840千円</td></tr> </table> | 建物 | 640,630千円 | 機械及び装置 | 414,955千円 | 土地 | 1,290,276千円 | 計 | 2,345,863千円 | 建物 | 320,416千円 | 土地 | 824,255千円 | 投資不動産 | | 建物 | 18,986千円 | 土地 | 173,196千円 | 投資有価証券 | 46,840千円 |
| 建物 | 627,649千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 機械及び装置 | 501,655千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 土地 | 1,290,276千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 2,419,581千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建物 | 311,249千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 土地 | 824,255千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投資不動産 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建物 | 18,259千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 土地 | 173,196千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投資有価証券 | 2,680千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建物 | 640,630千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 機械及び装置 | 414,955千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 土地 | 1,290,276千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 2,345,863千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建物 | 320,416千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 土地 | 824,255千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投資不動産 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建物 | 18,986千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 土地 | 173,196千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投資有価証券 | 46,840千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>2 固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">有形固定資産</td><td style="text-align: right;">7,149,351千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">投資不動産</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">建物</td><td style="text-align: right;">17,717千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">構築物</td><td style="text-align: right;">37,617千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">機械及び装置</td><td style="text-align: right;">220,173千円</td></tr> </table> | 有形固定資産 | 7,149,351千円 | 投資不動産 | | 建物 | 17,717千円 | 構築物 | 37,617千円 | 機械及び装置 | 220,173千円 | <p>2 固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">有形固定資産</td><td style="text-align: right;">7,124,500千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">投資不動産</td><td></td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">建物</td><td style="text-align: right;">16,989千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">構築物</td><td style="text-align: right;">37,546千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 40px;">機械及び装置</td><td style="text-align: right;">211,087千円</td></tr> </table> | 有形固定資産 | 7,124,500千円 | 投資不動産 | | 建物 | 16,989千円 | 構築物 | 37,546千円 | 機械及び装置 | 211,087千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有形固定資産 | 7,149,351千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投資不動産 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建物 | 17,717千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 構築物 | 37,617千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 機械及び装置 | 220,173千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有形固定資産 | 7,124,500千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投資不動産 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建物 | 16,989千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 構築物 | 37,546千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 機械及び装置 | 211,087千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>3 国土交通省及び東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、並びに独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構より受けた鋼橋上部工工事の入札における談合行為に関する他社との連帯債務による損害賠償の請求について、見込まれる損失を計上しております。</p> | <p>3</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

| 当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日) | |
|--|-------------|
| 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 | |
| 現金及び預金 | 1,336,901千円 |
| 預入期間が3か月超の定期預金 | 千円 |
| 現金及び現金同等物 | 1,336,901千円 |

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当第3四半期会計期間末 |
|------------|-------------|
| 普通株式(株) | 17,389,850 |
| 第一回優先株式(株) | 5,000,000 |
| 第二回優先株式(株) | 12,312,500 |
| 第三回優先株式(株) | 10,000 |
| 合計(株) | 34,712,350 |

2 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当第3四半期会計期間末 |
|---------|-------------|
| 普通株式(株) | 16,548 |

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第3四半期累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期会計期間末におけるリース取引残高は前事業年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

当第3四半期会計期間末(平成20年12月31日)

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期会計期間末(平成20年12月31日)

デリバティブ取引は当四半期会計期間に契約が終了したため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

平成19年6月28日開催の当社定時株主総会においてストック・オプションの実施を目的とする新株予約権を発行することにつき承認をうけておりますが、付与がなされておきませんので記載を省略いたします。

(持分法損益等)

当第3四半期累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第3四半期会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

| 当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日) | | 前事業年度末 (平成20年3月31日) | |
|------------------------------|---------|------------------------|---------|
| 1株当たり純資産額 | 226円07銭 | 1株当たり純資産額 | 216円51銭 |

(注) 1. 1株当たり純資産額については、期末純資産額から「期末優先株式数×発行価額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数(「自己株式」を除く)で除して計算しております。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日) | 前事業年度末 (平成20年3月31日) |
|--------------------------------------|------------------------------|------------------------|
| 貸借対照表の純資産の部の合計額(千円) | 1,649,659 | 1,775,856 |
| 普通株式に係る純資産額(千円) | 3,927,613 | 3,761,648 |
| 差額の主な内容 | | |
| 配当請求権及び残余財産分配請求権が優先的な株式の 払込金額(千円) | 5,440,000 | 5,440,000 |
| 優先株式に係る累積優先配当額(千円) | 137,273 | 97,504 |
| 普通株式の発行済株式数(千株) | 17,389 | 17,389 |
| 普通株式の自己株式数(千株) | 16 | 15 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (千株) | 17,373 | 17,374 |

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第3四半期累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

| 当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日) | |
|--|--------|
| 1株当たり四半期純損失() | 10円77銭 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 | |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2. 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日) |
|---|--|
| 四半期損益計算書上の四半期純損失()(千円) | 124,341 |
| 普通株式に係る四半期純損失()(千円) | 187,195 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | 62,853 |
| 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳(千円) 優先株式に係る優先配当額 (当四半期おける要支払額) | 62,853 |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 17,373 |

当第3四半期会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

| | |
|---|-------|
| 当第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日) | |
| 1株当たり四半期純損失() | 8円82銭 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 | |

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。
2. 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 当第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日) |
|---|---|
| 四半期損益計算書上の四半期純損失()(千円) | 132,287 |
| 普通株式に係る四半期純損失()(千円) | 153,238 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | 20,951 |
| 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳(千円) 優先株式に係る優先配当額 (当四半期おける要支払額) | 20,951 |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 17,373 |

(重要な後発事象)

当第3四半期会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

該当事項はありません。

2【その他】

重要な訴訟事件等

当社は、平成20年6月24日、25日付けで東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、並びに独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構より、鋼橋上部工工事の入札における談合行為に対し、旧日本道路公団からの受注工事のほか、入札に参加した工事に関して他社との連帯債務による損害賠償の請求を受けました。

当該請求の内容を精査し、慎重に対応を検討しておりましたが、西日本高速道路株式会社を除く旧日本道路公団3社から、平成20年12月19日(訴状送達日：平成21年1月15日他)付で、東京高等裁判所において当社他延べ13社に対する連帯債務としての独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟の提起を受けました。

現在、本訴訟の提起につきまして、その内容を精査し、慎重に対応を検討しております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 2月13日

日本橋梁株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 米 林 彰 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 宮 林 利 朗 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本橋梁株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第142期事業年度の第3四半期会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、日本橋梁株式会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度において経常利益1億1千5百万円、当期純利益3億2千6百万円を計上しているが、この経常利益の水準は十分とは言えず、平成18年10月5日に策定の「私的整理に関するガイドライン」に基づく「事業再生計画」における収益計画を下回る結果となっている。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。